

第10章 ブラジル

内国民待遇

ブラジルの自動車に対する工業製品税 (IPI) 引き上げ措置

<措置の概要>

ブラジル政府は、2011年9月16日に国内産業を保護するとの観点から、(一定の要件を満たさない) 国産自動車及び輸入車に対して、工業製品税 (IPI) を現在の税率に加えて30%追加することを発表した (9月16日付政令第7567号)。この制度は、公布当日より実施されるとされていたものの、ブラジル共和国憲法第150条において、増税の際には法令の公表から90日以上経過することが必要とされる旨が規定されており、ブラジル連邦最高裁判所により違憲と判断されたため、同年12月16日から有効となった。

ただし、ブラジル、メルコスール又はメキシコ産の一定の要件を充たす自動車については、追加の工業製品税が免除されることとされており、免除を受けるためには、その製造者が、以下の3つの要件を満たして「認可企業」となることが必要である。

- ①企業平均のメルコスール域内の原産地比率が65%以上であること
- ②ブラジル国内で組み立て、プレスなど11ある自動車生産工程のうち6工程以上を実施していること
- ③総売上上の0.5%以上を研究開発 (R & D) に投資していること

かかる免除規定を含む本制度の実施によって、ブラジル国内に生産設備を持たないメーカーは、ブラジル国内市場における自動車の価格競争力において、大きな影響を懸念している。なお、本制度は2012年12月までの暫定措置とされている。

<国際ルール上の問題点>

本措置は、ブラジルにおける自動車の生産において、税の免除という利益を受けるために輸入部品よりも国産部品を優先的に使用するインセンティブを創り出し、輸入部品を不利に扱っている。また免除企業となっても、ブラジル、メルコスール又はメキシコ産以外の自動車が免除対象としないことから、メルコスール又はメキシコ産以外の輸入自動車を国産車との関係のみならず、メルコスール又はメキシコ産の輸入自動車との関係で不利に扱っている。したがって、GATT第1条 (最恵国待遇義務)、第3条 (内国民待遇義務) 及び貿易に関連する投資措置に関する協定 (TRIMs) 第2条、補助金協定第3.1 (b) に抵触する可能性がある。

<最近の動き>

我が国は、2011年10月のWTO市場アクセス委員会および11月のWTO物品理事会において米国、EU、韓国等と連携し、懸念表明を行った。1月末に発表された同制度の免除企業は18企業となった。しかしながら、免除対象企業となっても、メルコスールおよびメキシコ以外からの輸入車については、全て同増税の対象となる。また、

本年12月までの暫定措置とされているが、制度の延長や改悪なども考えられるため、引き続き我が国としては、ブラジル側の本措置への対応を注視していく。

知的財産

特許・ノウハウ等のライセンス等への規制

<措置の概要>

特許・ノウハウ等のライセンス契約等については、ロイヤリティの海外送金にあたり、国立工業所有権院（以下、INPI）に登録することが必要とされる。しかし、登録基準については公表されておらず、INPIからロイヤリティ料率の上限や秘密保持期間の短縮について指示がなされるという問題がある。なお、当該指示に従わない場合には、ロイヤリティの海外送金ができないこととなる。

<国際ルール上の問題点>

ロイヤリティの海外送金を受けるために特許・ノウハウ等のライセンス契約等を海外送金のために登録する必要のある企業の多くは外国企業であるため、このような登録制度を設けていること、さらにロイヤリティ料率や秘密保持期間について指示が行われることから、事実上外国企業が内国企業よりも不利な制限を課されている可能性がある。かかる制度を要求する合理性の有無、現実の運用における不利益の内容・程度の精査が必要であるが、このような制度は、TRIPS協定第3条1項の内国民待遇義務に整合していない可能性がある。

<最近の動き>

2009年2月の第1回日伯貿易投資促進合同委員会から2011年8月の第5回委員会まで継続して、ロイヤリティ料率や秘密保持期間につき改善を要

請している。2010年7月から9月にかけて、経済産業省とブラジル開発商工省との間で、①10年以上の秘密保持期間条項があってもINPIは契約登録できるという権限を持つことと、②登録拒否する場合に十分な理由を示すことを、次官級レターで確認するという進展があった。今後とも、このような二国間協議等を通じて、技術移転促進のための規制緩和の必要性とルールの不合理を指摘しつつ、改善を働き掛けていくことが重要である。